慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究二九七〕 一、商法二〇三条二項所定の指定及び通知を欠く株式の共同相続人と株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格 二、商法二〇三条二項所定の指定及び通知を欠く株式の共同相続人が株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格を有するとされた事例 (最高裁平成二年一二月四日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	岡野谷, 知広(Okanoya, Tomohiro) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.3 (1992. 3) ,p.107- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920328-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究二九七〕

平二4（最高民集四四巻九号一一六五頁）

一、商法二〇三条二項所定の指定及び通知を欠く株式の共同相続人と株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格

二、商法二〇三条二項所定の指定及び通知を欠く株式の共同相続人が株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格を有するとされた事例

株主総会決議不存在確認請求事件（平二・一二・四第三小法廷判決）

株式会社Y（被告・控訴人・上告人）の発行済株式の全部（七〇〇〇株）を所有していたAが昭和五七年三月二四日死亡し、妻B、長男X（原告・被控訴人・被上告人）、二男C三男D（上告人補助参加人）外四名の子が株式を共同相続した。その後Bも昭和六〇年二月二三日死亡してX外六名が共同相続した。B死亡の翌日である同年二月二四日開催のYの株主総会においてC外二名を取締役に、Dを監査役にそれぞれ選任する旨の決議がなされたとして同年三月一一日その旨商業登記簿に登記された。しかし、Xは、右株主総会が開催されて右各決議がなされた事実は存在しない旨主張して、Yに対し右各決議の不存在確認の訴えを提起した。これに対し、Yは、Xは株主名簿に株主として記載されていないこと、Aの死亡によってXがYの株式を共同相続したとしてもその遺産分割は未了であり、右株式につき権利行使者を定めてその旨Yに通知する手続もなされていないなどとして、Xの訴えの利益ないし原告適格を争った。

第一審は「株主総会決議不存在確認の訴えを起こすことのできるのは当該会社の株主に限られるものではなく、右訴の利益を有するものであれば何人でも訴を提訴できるものと解するのが相当である」としたうえ、「名義書換手続及び代表者届出がいまだにできないのは、共同相続人間で遺産の分割について協議が調わず、また、株式の帰属を巡ってYの代表者として登記されているCとXらとの間で紛争がある等の事情によるものと認められ、このような場合、右手続を早期に取ることは事実上不可能であり、その間Yの運営が適法に選任されないものによってなされ、既成事実が作られ、Yに対して回復が極めて困難な損害を与え、ひいては同社の株式を共同相続したXにも損害を及ぼす虞があるから、Xは右のような事態を避けるため、まだ右手続をしない段階でも、本訴により右決議が不存在か否かの確認を受けて、会社の機関が適法に選任されたものか否かを確定する利益を有するものと解するのが相当である」としてXの訴えの利益を肯定したうえ、本案についてもXの請求を認容した。

Yより控訴。

控訴審も「本訴はYの株主であれば当然のこと、必ずしも株主でなくとも、右登記簿の記載に拘束をうけ、これを排除するのに本訴が適切であるとの訴の利益を有すれば、これを提起することができる」としたうえ、「Xは株主であったAの相続人としてYの株式を他の相続人と共有することにより、本訴における訴の利益を肯定されるものであるとはいえ、本訴は前記株主総会決議不存在確認訴訟

の法理に従い、この決議の存否に利害関係をもち、これを争う利益を有するものであるならば、必ずしも株主でなくとも提起できるのである。従って、Xが右の名義書換や権利を行使するものの届け等株主固有の権利を行使するにつき要求される諸手続を経ていなくとも本訴を提起できる」として、Xの訴えの利益を肯定しYの控訴を棄却した。

Yより上告。

上告審（最高裁判所）も以下の理由で、Xの原告適格を肯定してYの上告を棄却した。

判旨一

株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、商法二〇三条二項に定めるところに従い、右株式につき「株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人」（以下「権利行使者」という。）を定めて会社に通知し、この権利行使者において株主権を行使することを要するところ（最高裁昭和四二年(オ)第八六七号同四五年一月二二日第一小法廷判決・民集二四巻一号一頁参照）、右共同相続人が準共有株主としての地位に基づいて株主総会の決議不存在確認の訴えを提起する場合も、右と理を異にするものではないから、権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときは、特段の事情がない限り、原告適格を有しないものと解するのが相当である。

判旨二

しかしながら、株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有するものというべきである。けだし、商法二〇三条二項は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、発行済株式の全部を準共有する共同相続人により権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として株主総会の開催及びその総会における決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、右規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである。

判旨に賛成

一　株主総会の決議を争う訴訟は、その大部分が中小規模の会社における支配権の争奪や経営者間の内紛に関連して提起されるものであり、その相当数が株式の共同相続をめぐる紛争に起因するものであることは、つとに指摘されている（宍戸善一「閉鎖会社における内部紛争の解決と経済的公正(一)」法協一〇一巻四号五〇五頁以下に詳細な判例の分析がある）。本件事案も、株式の共同相続に伴なう相続紛争に端を発した会社支配権の争奪をめぐる争いの過程で提起された株主総会決議不存在確認の訴えである。

株式が共同相続された場合は、遺産分割がなされるまでは共同相続人間に相続分に応じた準共有の関係を生ずるとするのが判例（本件判決が引用する最判昭四五・一・二二民集二四巻一号一頁が

このことを当然の前提とするほか、これを明言するものとして東京地判昭四五・一一・一九下民二一巻一一・一二号一四四七頁、東京高判昭四八・九・一七高民二六巻三号二八八頁、大阪地判昭六一・五・七判時一二四三号一二二頁）通説（田口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政一二号六七頁を除き異論がない）である。株式の準共有者が会社に対して株主権を行使するためには、共有関係を株主名簿に記載し（なお相続による取得も商法二〇六条一項の「株式ノ移転」に含まれる――大判明四〇・五・二〇民録一三輯五七一頁など）、かつ商法二〇三条二項の定めるところに従い「株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人」（以下、権利行使者という）を定めて会社に通知しなければならず、会社に対する関係では権利行使者に定められた者がその名義で株主権を行使する。権利行使者の指定・通知手続を欠く場合（株主名簿に共有関係の記載が必要である点はしばらく措く）には、準共有株式につきいずれの準共有者も更には準共有者全員が共同しても株主権を行使しえない。会社の側から準共有者全員による権利行使を認めうるかについてはこれを肯定する見解もあるが（大隅＝今井上三三四頁、米津・新版注釈会社法(3)五二頁）、各準共有者がそれぞれ各別に株主権を行使することを会社が認めることは許されない（柳川・最判解民昭四五上二二頁）。商法二〇三条二項の「株主ノ権利」には、利益配当請求権や議決権はもとより少数株主権や総会決議の取消または無効を訴える権利も含まれると解するのが通説（大隅＝今井上三三四頁、米津・前掲五一頁など）である。以上の通説的解釈を前提とする限り、本件においても共同相続人間で商法二〇三条二項の手続が履践されていない以上Xの原告適格は否定されざるを得ない。しかしながら、相続による準共有株式について同条項を形式的に適用するときは、本件の如き同族会社において株式の相続があった場合に「共同相続人間で遺産の分割に争いが生じたり、会社支配を巡って争いが生じたりすると、株式の分割協議をすることも、権利行使者を定めることも実際上困難になり、かくては、共同相続人の一部の者のみによって不正な会社運営、違法で無効な株主総会決議がされたり、不存在の株主総会決議によって役員変更登記がされる等の不正行為がされても、他の共同相続人が商法二〇三条二項によってその権利行使を妨げられることになると、結局これらの不正を傍観せざるを得なくなり、同条項がむしろ不正を助長する結果となり、社会的にも著しく不合理なものとなってしまう。そして、このように閉鎖的な会社の支配又は運営を巡る争いの中で同条項が右のように有力な武器として機能し、結果的には不正に加担するような事態を立法者が予想又は容認していたものとは到底考えられない」（本件第一審におけるXの主張）ということができよう。

本件判決は、判旨一において、株式を相続により準共有する共同相続人は商法二〇三条二項の定めるところに従い右株式につき権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときは特段の事情がない限り株主総会決議不存在確認の

訴えの原告適格を有しない、と判示して通説に従いつつも、「特段の事情」が存する場合にその例外を認める余地を残し、次いで判旨二で、共同相続人が準共有する株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されているときには特段の事情が存するとして、商法二〇三条二項所定の手続を履践していない場合でも他の共同相続人は右決議の不存在確認の訴えの原告適格を有するとしたものである。商法二〇三条二項が株主総会決議不存在確認の訴えを株主が提起する場合にも適用されることを明らかにした初めての最高裁判決であるとともに、同条項所定の手続が履践されていない場合でも共同相続人が右訴えを提起し得る場合のあることを明らかにした点で、同族会社の株式相続の実務に少なからぬ影響を及ぼすものと予想される。

二　商法二〇三条二項所定の手続を履践していない株式の共同相続人が会社法上の訴えを提起しうるか、に関する従来の裁判例としては、①前掲東京地判昭四五・一一・一九（被告会社の発行済株式総数の四四パーセントに相当する株式を所有していた被相続人が死亡し、その相続人のうち九分の二の法定相続分を有する者が株主総会の決議取消の訴えを提起した事例）、②前掲東京高判昭四八・九・一七（①の控訴審）、③福岡地小倉支判昭六三・八・九金商八七六号一八頁（合併前の被告会社の発行済株式総数の四〇パーセント及び被告会社と合併して解散した会社の発行済株式総数の六三パーセントに相当する株式を所有していた被相続人が死亡し、その相続人のうち一〇分の一の法定相続分を有する者が合併契約書の承認決議の不存在を理由に合併無効の訴えを提起した事例）、④福岡高判平元・四・一三金商八七六号一七頁（③の控訴審）が存する。いずれも前述の通説的解釈に従って、株式の共同相続人たる準共有株主の原告適格を否定して訴えを却下したものではあるが、①判決は「共同相続人相互間に利害の対立があり相続株式につき権利を行使すべき者を定めることが事実上困難な場合には、相続人の一人が株主としての権利を行使しようとするにはまず相続株式の分割を求めなければならず、そのため株主総会決議に瑕疵があっても直ちに職務執行停止・代行者選任の仮処分を申請するなどの措置をとり得ないという不都合が考えられないではない」と述べ、また④判決も「特に……小規模な同族会社において……多数の株式を有する者が死亡し、共同相続が開始し、その共同相続人間に利害の対立がある場合には、本来の相続をめぐる争いが右会社の経営をめぐる争いに発展し、本件訴のような会社の合併無効、総会決議の取消、無効等が訴訟上争われるに至る事案も少なくなく、この場合、右商法二〇三条二項の規定を一律に適用することによって、違法な会社の運営がそのまま放置される結果となることも否定できず、事情によっては、右条項にかかわらず、株式の共有者の資格において、違法な会社の運営を是正するために、本件訴のような会社の合併無効、総会決議の取消、無効等を訴訟上争いうる途を認めることが望ましいことも

ありえよう」と述べ、通説的解釈のもたらす結論の妥当性には疑問を呈していた。

他方、学説は、商法の代表的体系書においてこの問題に論及したものはほとんどなく（唯一の例外として田中誠・詳論上二九一頁）、わずかに前記①及び②判決の判例評釈において、同族会社の株式が相続されるにつき共同相続人間に会社支配権をめぐる争いがあり権利行使者を指定しえない場合には、相続株式の分割手続の困難性及びそれゆえの長期化の傾向ともあいまって、商法二〇三条二項を形式的に適用するときは同条項が本来の立法趣旨を超えて会社支配権の攻防の過程で有力な武器として機能することが指摘されていた（大野正道・ジュリ五四七号一一五頁、青竹正一・ジュリ六三六号一四八頁）。しかし、右判例評釈においてもいまだ問題解決のための具体的な解釈論の提言はなされず、現行法の解釈としては前記①あるいは②判決の判旨は正当である、とされた（同前）。

これに対し、近時、現行法の解釈論としても問題解決のための積極的な提言をなす見解があらわれるに至っている。まず、相続人数人ある場合において相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する、とするのが確立した判例であるが（大判大九・一二・二二民録二六輯二〇六二頁、最判昭二九・四・八民集八巻四号八一九頁）、株式についてもこれと同様に各共同相続人にその相続分に応じて当然に分割されて帰属する、と解する見解（出口・前掲七三頁、以下甲説という）がある。この見解によれば準共有株式に関する商法二〇三条二項の適用はなく、共同相続人は各自分割された株式につき株主権を行使することができることになろう。次に、株主の権利には株式数に比例して行使すべきものとそうでないものがあり、決議取消の訴えのように一株の株式を有すれば提起できるものについては相続分の割合で一株以上の株主となる相続人は提訴権を有すると説く見解（田中誠・詳論上二九二頁、以下乙説という）がある。さらに、株主総会決議を争う訴訟のうち決議不存在・無効確認の訴えについては、提訴権者が法定されておらず確認を求める正当な利益がある限り誰でも提訴できるという商法学における通説（鈴木＝竹内二三五頁、大隅＝今井中Ⅰ一二三頁など）を前提として、右確認の利益が存する限り、会社に対して株主権を行使しうるものでなくても、株式の準共有者たる地位のままで決議の不存在または無効確認の訴えを提起しうるとする見解（本件原審の見解、以下丙説という）がある。

三　本件第一審及び控訴審の各判決が丙説に拠ってXの原告適格を肯定したのに対し、本件判決は、判旨一において「特段の事情」が存する場合に例外を認める余地を残しつつも、原則的には従来の通説に従い（すなわち甲説ないし丙説を否定して）、相続株式の準共有者たる共同相続人は権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときは株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格を有しない、と判示した。そこで、ます

判旨一につき、甲説ないし丙説の当否を中心に検討する。

まず甲説は、株式についての持分複数主義の立場を前提とする限り、複数の株式が共同相続された場合も株式は可分であるから可分債権と区別して扱う理由はない、という（出口・前掲七三頁）。しかし、持分複数主義を前提としても（この前提自体極めて疑問であるが――田中耕太郎三〇二頁、松田八二頁、高鳥七八頁――ここでは商法学上の多数説である持分複数主義に従って論を進める）、株式は単に金銭的価値のみを有するにすぎないものではなく、議決権などの会社の経営に関与する権利を含んだ会社に対する株主たる地位であるから、これを単なる金銭債権と同視することが可能かつ適当であるのかが問題とならざるを得ない（大野・前掲一一五頁、青竹・前掲一四八頁、前掲大阪地判昭六一・五・七）。殊に、会社の発行済株式総数の全部あるいは会社支配権の帰趨に影響を及ぼしうるに足る相当部分の株式が相続される場合には、株式の相続による企業承継という観点から考える必要があり、相続株式が当然に分割され各共有者に帰属することを認めることが終局的な解決方法として妥当なものとはいえない。むしろ、相続により準共有の状態になることを肯定したうえ、遺産分割手続の中で民法九〇六条の趣旨に従い他の遺産とともに総合的合目的的に配分することが終局的には妥当な結果をもたらすことが多いであろう（遺産分割手続の長期化の傾向に対しては適切な対策を構ずる必要があるが、だからといって当然分割帰属を認めることが問題の解決となるわけではない）。

次に乙説は、株主総会決議を争う訴えの原告適格は一株しか有しない株主にも認められるにもかかわらず、実質的にはかなりの持分を有していながら原告適格を否定されることになることの不均衡（大野・前掲一一五頁）に鑑みれば、その結論の妥当性は否定できない。ただ、持分複数主義を前提とすると（田中誠・詳論上二四七頁）相続株式は全体（本件でいえば七〇〇〇株）が一体として共同相続人間に準共有されるのではなく、一株ごとに準共有されていると考えることが自然と思われること、さらには商法二〇三条二項は文理上「株主ノ権利」として一括し権利の種類内容による区別を設けていないことを考えると、単独株主権であることを理由に乙説の如き例外を認めることが同条項の解釈論として可能であるかはなお検討を要するように思われる。

最後に丙説を検討するに、丙説が前提とする商法学上の通説すなわち訴えの提起権者が法定されていない株主総会決議の不存在・無効確認の訴えはその確認を求める正当な利益がある限り誰でも提起することができる、との見解に対しては、すでに中田教授が指摘されているように（「確認訴訟の二つの類型」訴と判決の法理二九頁）重大な疑問がある。同教授の説かれるところによれば、商法二五二条の決議無効確認の訴え（昭和五六年改正後は決議不存在確認の訴えについても同様となろう）はその判決の既判力が関係者全員に拡張される点で特殊な確認訴訟であり、必要とされる確認の利益も通常の確認訴訟と異なり、原告のもつ単なる個人的直接的な利害では足りず「社団関係の適正な運営

を維持することについての全面的利害」（中田・前掲三八頁）であることを要し、結局決議取消の訴えに準じその会社の株主または取締役に限って提起できるものと解すべきである、とされた。私見も右中田説に従うものであるが、ただ同説によっても株式の準共有者の原告適格が直ちに否定されることにはならない。株式の準共有者といえども株主に準じて「全面的利害」を有するともいいうるからである。問題は、株主が商法二五二条の訴えを提起する場合に、それが会社に対する株主権の行使としてなされるのか、あるいは会社との関係における株主資格の有無とは区別された実質的な利害関係に基づいてなされるのか、に存する。後者を明言する見解（菱田・商法の判例第三版七三頁）もあるが、決議取消の訴えの提起権と同様に共益権の一内容たる会社運営の違法を監督是正する権利の一つとして社員権＝株主権の一部を構成するものとの理解が一般的である（最判昭四五・七・一五民集二四巻七号八〇四頁も「有限会社における社員の持分は、株式会社における株式と同様、社員が社員たる資格において会社に対して有する法律上の地位（いわゆる社員権）を意味し、社員は、かかる社員たる地位に基づいて、会社に対し……いわゆる自益権と……社員総会決議取消請求権……同無効確認請求権（有限会社法四一条、商法二五二条）などのいわゆる共益権とを有する」と明言する）。これによれば決議不存在・無効確認の訴えにおいても、原告適格が認められるためには決議取消の訴えと同様に会社に対し株主権を行使しうる者でなければならないというべきであろう。のみならず、丙説では法文上訴えの提起権者を株主その他の者に限定している類型の訴え、たとえは、合併無効の訴え（商法四一五条）や資本減少無効の訴え（同三八〇条）には対応できない。すなわち、合併または資本減少の無効は、合併決議（同四〇八条）または資本減少決議（同三七五条）の瑕疵（不存在を含む）を理由とするときであっても、それぞれ合併無効の訴えあるいは資本減少無効の訴えをもって主張しなければならず、この場合、総会決議を争う訴え（同二四七条、二五二条）をこれとは別に提起することはできないとする見解が有力である（いわゆる吸収説、鈴木＝竹内二四一頁など）。この見解によるときは、合併決議や資本減少決議が不存在であった場合でも、結局は訴提起権者が法定された合併無効の訴えや資本減少無効の訴えによらざるを得ず、丙説は合併や減資といった重大な局面でその限界を露呈するのである（本判判決の二ケ月後に同じ第三小法廷により言渡された最判平三・二・一九判時一三八九号一四〇頁は、合併契約書の承認決議の不存在を理由とする合併無効の訴えにつき、本判決と同様の理論構成のもとに相続株式の準共有者の原告適格を肯定した）。

以上検討してきたところによれば、甲説ないし丙説はいずれも採りえず、判旨一は正当と考える。

四　本判決は、判旨一を前提としつつ、判旨二において、訴訟上の信義則を理由に本件事案においては「特段の事情」が存在するとして、結論としてXの原告適格を肯定した。次にこの判旨二を検討する。

まず、判旨は、Yが商法二〇三条二項所定の手続の欠缺を主張してXの原告適格を争うことは「訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されない」と判示し、「訴訟上の防御権の濫用」と「信義則違反」とを併記する。実体法（主に民法）上は、権利濫用と信義則との関係につき議論の存するところであるが、民事訴訟法上は、権利濫用を信義則の一態様ととらえる見解が一般的である（林屋「民事訴訟における権利濫用と信義則の関係」新実務民訴一巻一七四頁）。そして、信義則の具体的発現態様として、①訴訟状態の不当形成の排除、②訴訟上の禁反言、③訴訟上の権能の失効、④訴訟上の権能の濫用の禁止、の四類型に分類する方法が大方の承認を得ている（中野ほか編・講義三一頁〔中野〕など、なお、バウムゲルテル〔石川訳〕「民事訴訟における信義誠実」ドイツ手続法の諸問題一五頁によれば、西独における通説とのことである）。本判決が「訴訟上の防御権を濫用し」と判示するところによれば右④の類型に属するものの如くであるが、右④は典型的には訴訟の遅延のみを目的とした忌避の申立てや当事者に訴訟追行の意思のない場合の期日指定の申立て等、法がその権能を認めた趣旨に反する利用を許さないとする趣旨であるから、この意味において本件YがXの原告適格を争うことが防御権の濫用とされるいわれはない。また「右規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分ける」との判示からは、訴訟上の禁反言を問題とする趣旨にも読めなくはないが、後の本案の主張として商法二〇三条二項所定の手続を履践していた旨の主張が当然に予想されるからといって、それに矛盾する本案前の主張が許されなくなることを禁反言によって基礎づけることはできない。いうまでもなく禁反言は先行行為に対する相手方の信頼を保護するためにこれと矛盾する後行行為の効力を否定しようとするものだからである。むしろYの行為につき禁反言を問題にするのであれば、Yが株主総会の決議をなすにあたっては商法二〇三条二項所定の手続が履践されていないにもかかわらず株式の準共有者からの議決権行使を認めたこと、あるいは準共有者の議決権行使を認めたことを前提とした取締役選任決議があったとしてその選任登記をしたことを先行行為とみて、これと矛盾するYの本案前の主張を排斥する構成が考えられよう。いずれにしても本判旨のいう「訴訟上の防御権の濫用」は、従来理解されてきた訴訟上の権能の濫用とも訴訟上の禁反言とも若干異なった内容を意味しているように思われる。すなわち、本件判旨がXの原告適格を肯定した根底には、Yの本案前の主張が、それ自体「株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するもの」であり、裁判所としては、この事実を看過できなかったという事情があったのではなかろうか。裁判所としては、当事者の主張及び答弁から本件各決議が有効に成立しえないものであったことが明白となっている（発行済株式のすべてが準共有の状態にありしかも商法二〇三条二項所定の手続がとられていない以上、適法に議決権を行使しうる株主は皆無である）にもかかわらず、Yの本案前の主張を認めXの請求を却下する

ことにより、結果的には本件各決議の是正あるいは選任登記の抹消の途を閉ざし（取締役あるいは監査役が提訴することは考えにくい）、Cらの行為にいわばお墨付きを与え（もとより決議が有効になるわけではないが）る事態になってしまうことを、何としても回避したいと考えたのではなかろうか。判旨はかかる不当な結果の回避という点に重点がおかれたものである点で、それによって排斥しようとする行為を真実に合致しているか否かとは無関係に封じるところの権利濫用の法理あるいは禁反言の法理とは、むしろ対照的であるとすらいえる。ただ、そうはいっても判旨二は、同族会社における紛争の実態をも考慮して、商法二〇三条二項の形式的適用によってもたらされる不当な結論を権利濫用ないし信義則という一般条項を援用して回避しようとしたものと評することができ、結論として肯定しうるものと考える（なお、かかる一般条項をもち出さなければ適切な解決ができないことと自体法の不備を示すものであり、「現在のように相続が共同相続となり株式の共同相続が激増した状態において、これに対する法の規定は不備であって、立法論として補正の必要がある」（田中誠・詳論上二九三頁）というべきであろう）。

五　最後に、本判決の射程及び本判決がふれなかった問題点につき一言する。

まず判旨一は、株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格に関する判示であるが、同じく株主総会決議を争う訴えである決議取消の訴え及び決議無効確認の訴え、さらには、他の会社法上の各種の訴えの原告適格についても同様に解しうるものと思われる（前掲最判平三・二・一九は合併無効の訴えの原告適格につき本判決と同旨）。

次に、判旨二は、本件事案においては「（共同相続人の準共有にかかる）株式が会社の発行済株式の全部に相当」すること、及び「共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されている」ことの二点を指摘して「特段の事情」の存在を認め、原告適格を例外的に肯定した。そこで、「特段の事情」が存在するというためには具体的にいかなる事実を主張立証すれば足りるのか、という「特段の事情」の具体的内容について若干検討する。この点は、今後の判例の積み重ねによって明らかにされる事柄であるが、ただ現時点において、前掲最判平三・二・一九の判示するところをも合わせて考えると、準共有株式に基づく議決権の行使がなければ当該株主総会決議が適法に成立しえない場合であるにもかかわらず、右決議の成立を前提とした登記がされている場合には、一応「特段の事情」が存在するといえるのではないかと考える。というのは、右最判平三・二・一九は、合併契約書の承認決議の不存在を原因とする合併無効の訴えにおいて「共同相続人の準共有に係る株式が双方又は一方の会社の発行済株式総数の過半数を占めているのに合併契約書の承認決議がされたことを前提として合併の登記がされている」ことをもって「特段の事情」が存在するとしているからである（合併契約書の承認決議に

は発行済株式総数の過半数にあたる株式を有する株主の出席が必要である――商法四〇八条三項、三四三条）。もし右のように解することが可能であれば、本件事案においても、共同相続人の準共有にかかる株式が発行済株式の全部に相当することや共同訴訟人のうちの一人を取締役に選任する決議であったことはいずれも「特段の事情」の存在を認めるための不可欠の要件ではなく、共同相続人の準共有にかかる株式が発行済株式総数の三分の二を超えていればそれだけで「特段の事情」の存在を認めてよいということになる（商法二五六条ノ二、二八〇条一項、なお実際上稀な例であるが、取締役・監査役の選任決議の定足数につき定款に別段の定のないときは、準共有にかかる株式が発行済株式総数の半数以上であれば足りる――同二三九条一項）。

最後に、本判決は、原告が株主名簿に記載されていないにもかかわらずその原告適格を肯定しうるか、という点については格別ふれるところがない。被告会社が商法二〇三条二項所定の手続の欠缺の主張をすることが許されないことと同様の意味で、原告の株主名簿名義書換手続の懈怠を主張することが「訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されない」ということができるか。商法二〇三条二項所定の手続の欠缺を問題にする場合と異なり、名義書換手続をしていない者であっても会社の側からは株主権の行使を認めることができるとするのが判例（最判昭三〇・一〇・二〇民集九巻一一号一六五七頁）であるから、名義書換手続の未了を理由に原告適格を争うことが直ちに「株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するもの」といえるかは疑問がないわけではない。

六　本判決の解説として脱稿時までに知り得たものに、大野正道・月刊法学教室一三一号一〇六頁がある。

（平三・一二・六稿）

岡野谷　知広